

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	落札者決定基準		2	3	1						落札者決定までの手順概要	「性能点の算出」の後に、「入札価格の確認」となっていることから、性能点が算出されてから、応募者の入札書を開封すると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	落札者決定基準		3	3	2	(1)	ア				入札参加資格確認書類の確認	「軽微な書類不備等」の具体例をご教示願います。	軽微な不備か否かは入札参加資格確認書類の確認時に判断します。
3	落札者決定基準		3	3	2	(3)					基礎審査	「入札価格が予定価格の範囲内である入札参加者を対象」とありますが、どのように確認するのでしょうか。 入説説明書P23の開札の手続きでは、「開札において入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う」とあります。	御質問のとおり、基礎審査の時点では入札価格が予定価格の範囲内であることは確認できませんので、基礎審査はすべての入札参加者を対象に行います。修正いたします。
4	落札者決定基準		3	3	2	(4)					性能点の算出	性能点の評価については、具体性・実現性・信頼性を含めて評価するとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準の評価内容を評価の視点に沿って、PFI事業審査委員会にて評価を行います。
5	落札者決定基準		3	3	2	(4)					性能点の算出	実現性の低い提案は評価も低くなるとの理解でよろしいでしょうか。	No4的回答を参照ください。
6	落札者決定基準		4	3	2	(5)					入札価格の確認	設計、建設、管理運営に関する業務の対価の合計金額が予定価格を超えるければ有効だと理解すれば良いのでしょうか。各項目（設計、建設、管理運営）の予定価格は設定されているのでしょうか。	合計金額が予定価格を超えなければ有効となります。項目毎の予定価格は設定していません。
7	落札者決定基準		4	3	2	(8)					最優秀提案書の選定	最優秀提案者が営業停止処分を受けたり、契約交渉が不調となった場合は、次点の提案者との交渉に入るのでしょうか。それとも事業中止とするのでしょうか。	その時点で判断いたします。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
8	落札者決定基準		5	4	1						総合評価点の得点化方式	「市が本事業において期待する事項の必要性及び重要性を勘案して」価格点(100点)を技術点(200点)の半分に設定しているということは、事業者のコストダウンが評価されにくくなるため、価格点：性能点=1：1に見直すべきと考えますがいかがでしょうか。	総合評価点の得点化方式については、市が本事業において期待する事項の必要性及び重要性を勘案し、PFI事業審査委員会における審議を経て設定したものであり、変更する予定はありません。
9	落札者決定基準		5	4	1						総合評価点の得点化方式	入札説明書P2 第2章事業概要 第1章事業内容 (5) 事業の目的に⇒「市では～より経済的で環境負荷軽減に配慮した事業」と明記されています。また同入札説明書P31 第6章契約の手続 3市と選定事業者の責任分担 (1) 基本的考え方の項目に⇒「本事業に…より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり…」と明記されております。 更に事業契約書（案）P1 第1章総則 （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）第2条2に⇒「市は、～より経済的な環境負荷の軽減に配慮した事業であることを十分認識し～」と規定されようとしています。 以上のことより価格点(100点)：性能点(200点)=1：2の比率は、上記目的・基本的考え方の目指す方針等と整合が取れていないと考えます（経済性の軽視）。そのため事業目的や基本的考え方の方針を実現するための選定基準として、価格点：性能点=1：1に見直していただけないでしょうか。	No8の回答を参照ください。
10	落札者決定基準		5	4	1						総合評価点の得点化方式	提案者が2者で以下の点数であった場合、 提案者①：評価価格が予算満額の162億円（価格点50.62点）・性能点が全てAランク（性能点200.00点） 提案者②：評価価格が82億円（価格点100.00点）・性能点が全てBランク（性能点150.00点） 価格が80億円高いにも係らず、提案者①が落札者となると理解してよろしいでしょうか。	御質問の場合には、基本的には御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
11	落札者決定基準		5	4	1						総合評価点の得点化方式	価格点（100点）：性能点（200点）の比率は入札説明書のP2の第2（5）事業目的の「市では・・・事業実施に当たっては民間事業者の独自技術や創意工夫を活用することで、より経済的で・・・事業とする。」と経済的（価格）と技術（性能）が併記されていますが評価点の得点化方式が上記比率となった理由をご教示ください。	No8的回答を参照ください。
12	落札者決定基準		5	4	1						総合評価点の得点化方式	提示されている配点が価格点（100点）、技術点（200点）となっておりますが、この配点では技術点の比重が大きく、経済性が反映されない恐れがあります。技術部分を重視したいという貴市の意向は理解致しますが、VFMの観点から、価格評価のウェイトを変更して頂けませんでしょうか？	No8的回答を参照ください。
13	落札者決定基準		5	4	3						価格点の得点化方法	価格点の得点化に当たって現在価値化は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	落札者決定基準		5	4	3						価格点	価格点は、消費税抜きと消費税込みのどちらの金額を使用するかご教示下さい。	価格点は、消費税抜きの金額により算出します。
15	落札者決定基準	1									(別紙1)	別紙1に記載された評価項目の配点と評価の視点について、「横浜PFI事業審査委員会（学識経験者等を含む）」の承認を得ていると理解してよろしいでしょうか。	No8的回答を参照ください。
16	落札者決定基準	1									主な関係様式	各評価項目に対し、それぞれ「”主な”関係様式」が示されておりますが、他の様式や他の項目に記載した内容も評価の対象となるのでしょうか。その場合、各評価項目別に対象項目となる全ての様式をご教示ください。	他の様式や他の項目に記載した内容も評価の対象になります。また、各様式には当該様式の提案にあたり関連する様式について記載していただくため、各評価項目別に対象項目となる全ての様式を提示することはできません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
17	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	横浜市外の燃料化物利用者のCO2削減量を排出権取引により、横浜市内の事業者が買い取った場合、評価の対象となると理解してよろしいでしょうか。	排出権取引による温室効果ガス排出量の削減は、様式6-20における削減量には含めません。
18	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	"市内での温室効果ガスの削減量"について、行政区画毎の削減量の定量的評価は難しいと考えます。実質的には、燃料化物を有効利用する属地が、判断基準になると理解してよろしいでしょうか。	様式6-20に示す記載例における計算式を参照してください。
19	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	燃料化物が固形物である前提で、仮に、燃料化物を有効利用する属地により、市内での温室効果ガスの削減量を評価する場合、対象者はかなり限定的になるものと推察いたします。有効利用業務にあたる者は、誓約書提出により複数グループへの参加が認められるとはいえ、構成員として、そのグループの入札内容のほぼ全容を知る立場になることを考慮すれば、常識的には複数参加は選択し得ないと考えられますので、偏った評価基準は避けていただきたいと考えます。	No8の回答を参照ください。
20	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	本事業は、「国際都市」横浜市が実施し国内外が大いに注目している事業と考えます。本事業モデルの普及には、地域を越えた温暖化ガス削減の努力とそれに対する評価が必要と考えますがいかがでしょうか。	各自治体が削減の努力を行うことで全体としても削減されると認識しています。
21	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	汚泥燃料を利用する会社が横浜市内に燃料購入窓口会社を設置すれば、横浜市内における温暖化ガス削減であるとの評価をしていただけますか。	横浜市内に燃料購入窓口会社を設置しても、燃料を利用する施設が横浜市内になければ評価されません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業

質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
22	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	有効利用先での温室効果ガス削減量について、同等の削減量であったとしても、利用先が横浜市内と市外の違いがあつただけで、配点20点に対して10点以上の差が生じることになります。これは予定価格および価格点の配点から試算しますと約16億円以上の価格差となると思われます。横浜市殿にとつて、市内で有効利用すれば、市外で有効利用する事業者よりの約16億円以上の価値があるとお考えでしょうか。	温室効果ガスの削減は、単純に金額に換算しての比較以外の効果があると考えています。
23	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	要求水準書P1 1 (6) 温室効果ガス排出量において 本事業は「横浜市地球温暖化対策実行計画」における取り組みと位置づけられております。実行計画(区域施策編) P1 5 第2章 計画の基本的事項 2-1 基本方針の中に～本市における地球温暖化対策はエネルギー利用(使い方やつくり方)への対策を中心に据えて、国・県・他自治体とも連携を図りつつ、市民・事業者・市役所の全ての主体が一体となって取り組むものとする~となっております。 本項目の評価視点では、「～市内の温室効果ガスの削減量を評価する」となっております。上記基本方針と整合が取れていないのではないか。また本事業者が他自治体と連携することを制約する内容となりますので、市内限定を外し、下水道事業全体等の削減効果の評価へ基準を緩和・拡大していただけないでしょうか。	No8の回答を参照ください。
24	落札者決定基準	1					(1)	1			事業計画に関する事項	「温室効果ガスの削減量」の評価は、要求水準書P11、第3、3章、(6)節で規定された温室効果ガスの排出量に基づいて算出された値により評価されるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
25	落札者決定基準	1					(2)	5			定量的評価ができない項目 事業計画に関する事項	モニタリングについて、選定事業者と受託企業が実施するセルフモニタリングが評価項目となっておりますが、金融機関が実施する財務モニタリング等を含めた全体体制・方針は、評価項目には含まれないと理解してよろしいでしょうか。	モニタリングには財務モニタリング等も含めて提案することが可能です

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
26	落札者決定基準	1					(2)	7			事業計画に関する事項	「地域への貢献や地域経済の活性化に関する提案がなされているか」とありますが、ここで記載のある「地域」とは、「横浜市内」のことでしょうか。	御理解のとおりです。
27	落札者決定基準	1					(2)	8			事業計画に関する事項	交付金が適用されない、もしくは適用率が入札時条件か下がる場合に備えた、建設負担金部分の資金調達先・額の確保は、評価の対象となるのでしょうか。	入札説明書に対する質問回答のNo. 25を参照してください。
28	落札者決定基準	1					(2)	10			設計及び建設に関する事項	評価の視点で、「他施設等の管理運営に留意した~いるか。」との表記がありますが、現在南部資源化センター他施設は民間企業での包括管理運営委託を実施しております。本事業への応札グループにその委託先企業もしくはその関連会社が応募した場合、この評価視点では公平性を欠くことになります。公平性を重視するため「他施設等の管理運営に留意した~いるか。」の視点は削除いただけないでしょうか。	本項目は、要求水準書及び参考資料（既設施設図面）に基づいた「解体撤去計画」が評価の対象となるため、落札者決定基準の記載のとおりとします。
29	落札者決定基準	1					(2)	11			設計及び建設に関する事項	「性能が担保された設備構成で~」とありますが、性能が担保されていることの判断基準は何になるのでしょうか。 性能保証を前提とした事業者の提案内容に対して、性能が担保されていないと判断するケースがあるのであれば、ご教示ください。	性能の担保については、要求水準書等で定めた要求水準に対し、提案内容が満足していることを基準として判断します。性能が担保されないと判断する例としては、要求水準書の要求事項を満足していない場合が考えられます。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
30	落札者決定基準	1					(2)	14			設計及び建設に関する事項	選定する燃料化方式を用いた施設～施工実績（稼動前を含む）について、一般的に施工実績は、自治体殿の検査（完成検査等）を受け合格した施設が評価されます。また横浜市殿の通常の一般競争入札の場合も同様に運用されている状況の中、本事業のような長期大型事業にもかかわらず、今回はなぜ施工実績（稼動前を含む）（自治体殿合格を受けていない実績）を評価対象にしたのでしょうか。理由をご教示ください。また、施工実績（稼動前）は評価対象外としていただけないでしょうか。	燃料化施設の実績は少ないことから、稼動前も対象にしています。なお、評価の対象については落札者決定基準の記載のとおりとします。
31	落札者決定基準	1					(2)	22			管理運営に関する事項	故障を未然に防ぐ工夫が評価項目となっていますが、予防保全等は、様式6-23での評価が適切と考えますがいかがでしょうか。	様式6-23は、定常的な管理運営において予防保全を行うことについて評価するものであり、様式6-22は、緊急事態に対する措置として故障を防止する工夫を評価するものです。
32	落札者決定基準	1					(2)	23			管理運営に関する事項	評価の視点で、「有効利用先が複数の事業所で分散し」とありますが、温室効果ガスの削減量を横浜市内ののみ評価することと整合していないと考えますが、いかがでしょうか。	異なる視点から評価することとしています。
33	落札者決定基準	1					(2)	23			管理運営に関する事項	有効利用先が複数の事業所に分散した場合、バックアップとしての事業所は常時燃料を利用しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合バックアップが可能である旨の確約書を提示することでよろしくでしょうか。	御理解のとおりです。
34	落札者決定基準	1									地域の環境負荷軽減	「温室効果ガスの削減量」について、横浜市外の温室効果ガス削減量は評価しないとなっています。 地球温暖化防止は、地球温暖化対策の推進に関する法律の目的にも記載されている通り 人類共通の課題であることから、横浜市内に限定せず評価すべきと考えますが	No8の回答を参照ください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
35	落札者決定基準	1	6								別紙1	・建設計画・安定的な運転：燃料化設備の運転実績に基づく計画内容は、運転実績が無い提案に対しては、評価点が高く評価されるべきと思いますが、ご確認をお願いします。 ・工事目的物の性能・機能：施設の施工実績： 評価の視点にある①1年以上の稼動実績と②稼動前の施工実績と③第三者機関の技術認定のみの評価点が同点では、適切な評価点とならないと思います。①、②、③での評価点の差が付くことと、何点の差が付く見込みかをご教授ください。	各提案については、総括的にPFI事業審査委員会で評価することになります。このため、何点の差が付く見込み等を提示することはできません。
36	落札者決定基準	1									地域の環境負荷軽減	条例により、横浜市内における有効活用先が限定されている以上、公平性の観点から、市内での温室効果ガス削減量を評価する方式につき、見直しを頂けないでしょうか？	No8の回答を参照ください。
37	落札者決定基準	1									8 資金調達計画	資金調達の可能性の高さは、金融機関からの関心表明、タームシートの有無及びそれらの内容により評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	様式6-9で例示した書類が提出され、資金調達の可能性が高いとPFI事業審査委員会で判断されれば評価されます。
38	落札者決定基準	1									9 事業収支計画	プロジェクトファイナンス形式では、事業の資金計画の妥当性や事業の安定性の評価をしたうえで資金提供の有無を判断するため、プロジェクトファイナンス以外での資金調達よりプロジェクトファイナンスでの資金調達のほうが評価が高くなるとの理解でよろしいでしょうか。	提案を総括的にPFI事業審査委員会で審査することがありますが、PFI事業では一般的に御質問のようになると考えています。
39	落札者決定基準	1									18 施設の早期稼働	提案により建設期間の短縮を行った場合は、その短縮分だけ早く稼働するとの理解でよろしいでしょうか。 また、短縮分早く稼働した場合は、契約終了日も変更となり、管理運営期間は20年間であるとの理解でよろしいでしょうか。	稼働時期に関しては基本的には御理解のとおりです。また、契約終了日に関しては変更しないことを想定しています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
40	落札者決定基準	1									18 施設の早期稼働	建設期間の短縮を行ったうえで、契約終了日に変更がない場合、維持管理運営期間が長くなります。この場合、入札金額は20年間の維持管理運営費用を踏まえた価格とし、延長した分の維持管理運営費用は別途契約変更等にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	あらかじめ長くなった管理運営期間を前提とした価格を入札価格としてください。
41	落札者決定基準	1									18 施設の早期稼働	提案により、施設完工日を前倒した場合、実際の完工日が提案により前倒した日に間に合わなかった場合は、事業契約上の完工遅延に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	落札者決定基準	1									大規模修繕に対する配慮	管理運営期間中及び事業終了後1年以内に大規模修繕を要しない工夫がなされているとありますが、修繕の有無はプラントの信頼性や経済性を総合的に判断して、事業者が自ら適切に判断するものと考えます。したがって、大規模修繕の有無ではなく、プラントの信頼性確保や経済性の両面から評価を行うよう変更願います。	要求水準書に対する質問回答のNo. 55を参照してください。
43	落札者決定基準	1					(2)	16			設計及び建設に関する事項	施設から排出される環境負荷の削減に関する提案の項目において、放射性物質への対策は関係法令等による規制基準が明確でないため考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	提案がある場合には記載してください。
44	落札者決定基準	1					(2)	18			設計及び建設に関する事項	消化汚泥等の放射能リスクが顕在化している現状、早期稼動を評価する理由をご教示願います。	放射線物質に対する対応と早期稼動は切り分けて考えております。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（落札者決定基準）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
45	落札者決定基準	1					(2)	20			設計及び建設に関する事項	建設副産物に放射性物質が検出された場合、放射性廃棄物となるため、取り扱いは非常に困難となります。放射性廃棄物に関しては横浜市殿の責任で処分していいただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、その副産物（放射性廃棄物）に関しては、本評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	国等の基準、指針等に準じて、建設副産物の処分が困難となった場合には協議となります。なお、建設副産物の取り扱いは提案によります。
46	落札者決定基準	1					(2)	26			管理運営に関する事項	評価の視点「排ガス中硫黄酸化物への環境負荷の低減できる水準となっているか」において、放射性物質への対策は関係法令等による規制基準が明確でないため考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	提案がある場合には記載してください。
47	落札者決定基準	1					(2)	26			管理運営に関する事項	環境負荷軽減の評価として放射性物質への対応が記載されていません。本事業において、放射性物質については対応範囲外と考えてよろしいでしょうか。	No46の回答を参照ください。
48	落札者決定基準	1					(2)	28			管理運営に関する事項	見学者の視線に立った場合、見学者用の燃料化物サンプルは基本的に放射性濃度がNDのものを陳列すべきだと思いますが、要求水準上規定されているセシウム総量114Bq/kgの汚泥から製造された燃料化物は更に濃縮されるため放射性物質が恒常に検出される可能性があります。その場合、見学者には燃料化物の放射性濃度を明示する必要があると思いますがいかがでしょうか。	具体的な見学者への対応方法は提案となります。
49	落札者決定基準	1									(2) - 16 環境への配慮	環境負荷軽減の評価として放射性物質への対応の記載がないということは、放射性物質への対応は事業者の対応範囲外と考えてよろしいでしょうか。	No46の回答を参照ください。
50	落札者決定基準	1									(2) - 25 燃料化物安全管理	放射能リスクは考慮しないでよろしいでしょうか。	国等の基準、指針等に準じて、製造する燃料化物に必要であれば考慮して提案してください。